

# 恵那市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成27年3月27日教育委員会告示

(設置)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定による恵那市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、必要な事項について審議を行うため、恵那市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 基本計画案の作成に関すること。
- (2) その他教育委員会が目的達成のために必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) こども園関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 園・学校保護者
- (5) 社会教育関係者
- (6) 関係諸団体の代表者
- (7) 市長部局関係の代表者
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、議長を務める。ただし、最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見もしくは説明を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会の下に恵那市教育振興基本計画作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、委員長の指示により基本計画の原案作成に必要な具体的施策の研究等を行う。
- 3 作業部会は、委員長が指名する教育委員会等の職員をもって組織する。
- 4 作業部会に部会長を置き、部会に属する職員のうちから委員長が指名する。
- 5 部会長は、部会を招集し、議事を進行するとともに、その状況を委員会に報告するものとする。

6 前条の規定は、作業部会に準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は教育委員会教育総務課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。